

大阪市告示第1182号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年8月31日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 真田山プール 水泳場（25メートルプール）	令和8年9月24日（木）	午前10時から 午後7時30分まで
大阪市立 真田山プール 水泳場（50メートルプール）	令和8年9月21日（月）から 同月23日（水）まで	午前9時から 午後5時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）